

# 湯川村自立計画

前期 - 2

～ 行財政改革への取り組み ～

平成 18 年 3 月

湯 川 村

## 目 次

### 第 1 部 . 改革の進捗状況

- 第 1 節 . 総括 . . . . . 1
- 第 2 節 今後の課題 . . . . . 3
- 第 3 節 自立計画の位置づけ . . . . . 4

### 第 2 部 収支見通し

- 第 1 節 平成 16 年決算と平成 17 年度決算見込みの比較 . . . . . 5

### 第 3 部 収支改善への取り組み

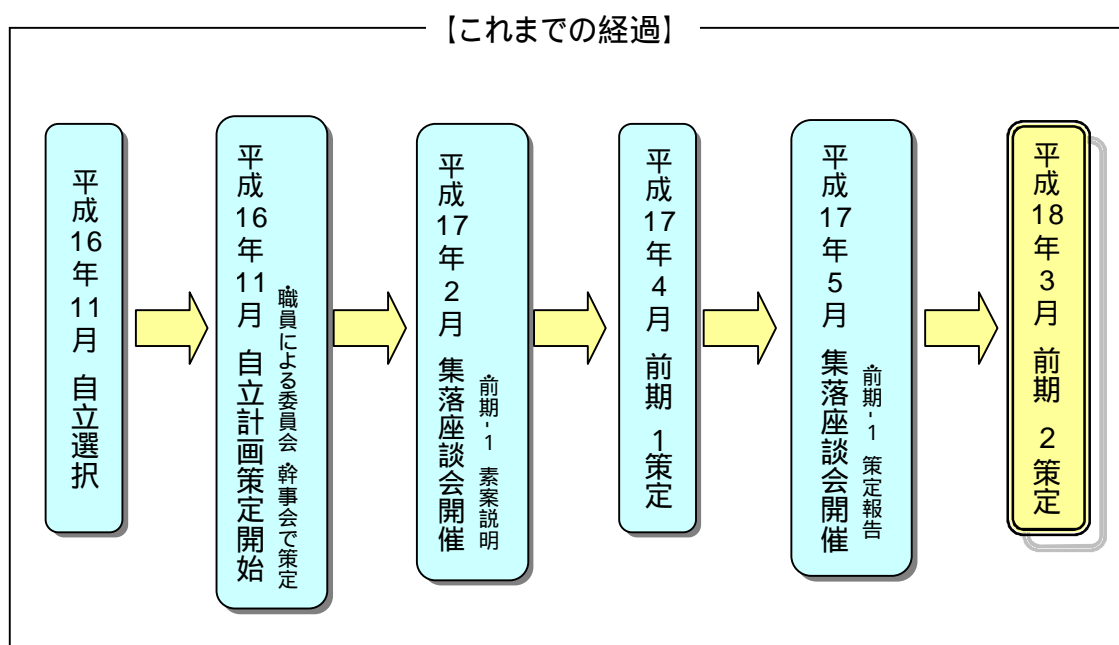
- 第 1 節 収支目標の設定 . . . . . 6
- 第 2 節 具体的な改革内容 . . . . . 8

- おわりに . . . . . 17

## 1. これまでの経過

本村は、平成 16 年 11 月に合併協議会から離脱し、当面は自立の道を進んでいくことを選択しましたが、地方分権の推進や国・県を通じた厳しい財政状況の中、本村のように人口規模が小さく、国から交付される財源に大きく依存している状況の中で、基礎的自治体として自立していくことは大変厳しいものがあります。

このような事態に対処するため、住民サービスの維持・向上と行財政基盤の確立を目的とした今後の指針が必要とのことから、今年度 4 月に湯川村自立計画前期 -1（以下「前期 -1」という。）を策定したところです。この前期 -1 においては、人件費を中心とした内部管理経費の削減を行い、職員定員管理の改革や職員給与諸手当の廃止、削減、さらに旅費規程等の見直しを実施しました。また、議会議員や農業委員会委員の定数の見直しにより、大幅な歳出の削減を図ったところです。その結果、前期 -1 の改革内容を 5 年間継続した場合、おおよそ 2 億 2 千万円の削減効果を生み出すことができる見込みとなりました。



## 2.【前期-1】における削減効果

前期-1を着実に実施することにより、平成17年度においては49,278千円の効果をあげることができる見込みであり、5年間の実行を継続すれば、220,466千円の削減効果が出る予定となっています。

単位:千円

| 内 容    | H17年度  | H18年度  | H19年度  | H20年度  | H21年度  | 合 計     |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 人件費の抑制 | 42,168 | 51,565 | 27,217 | 36,749 | 27,217 | 184,916 |
| 補助費の抑制 | 6,350  | 6,350  | 6,350  | 6,350  | 6,350  | 31,750  |
| そ の 他  | 760    | 760    | 760    | 760    | 760    | 3,800   |
| 合 計    | 49,278 | 58,675 | 34,327 | 43,859 | 34,327 | 220,466 |

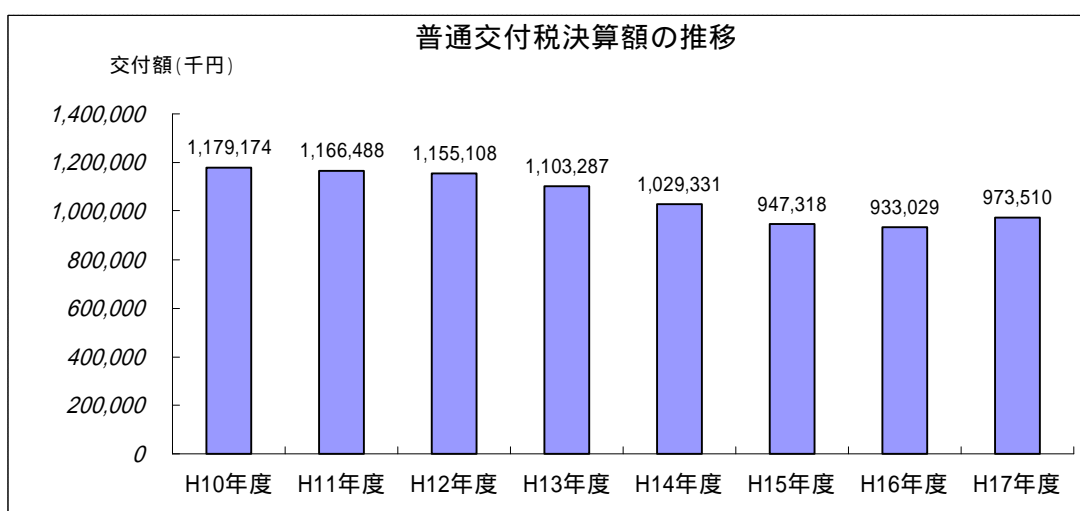
## 第1部 改革の進捗状況

### 第2節 今後の課題

国と地方の財政構造改革の中心である三位一体改革においては、基本的に、国庫補助負担金の廃止、税源の移譲、地方交付税制度の改革の3つを柱とし改革の内容は、本村のように人口規模が小さい自治体にとっては、税源委譲などの面で危惧する部分があり、どの程度の税源が移譲されるのか今後も引き続き注視していく必要があります。さらに、地方交付税については、「地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保」するのは、「平成17・18年度」とされていましたが、来年度については国レベルで今年度比5.9%となっており、平成19年度以降のさらなる縮減は必至の状況と考えられます。

また、本村における地方交付税の交付額は平成17年度比で、3.2%となる見込みです。さらに、国から交付される財源もさることながら、村税を中心とした村の自主財源も、少子高齢化や農業所得の低迷により、今後も大幅な伸びを望むことは困難であり、農業振興や企業等の誘致、人口を増やすための各種施策、雇用対策を講じていく必要があります。

歳出においても、前期-1に掲げられた計画を着実に実行することはもとより、さらに内部で削減できる事項はないか追及を重ねるとともに、受益と負担の公平という観点のもとで、村民のみなさんのご理解とご協力を得ながら、計画的な行政運営を行い、財政基盤を確立し、今後予想される財源不足に対処していくことが急務と考えられます。



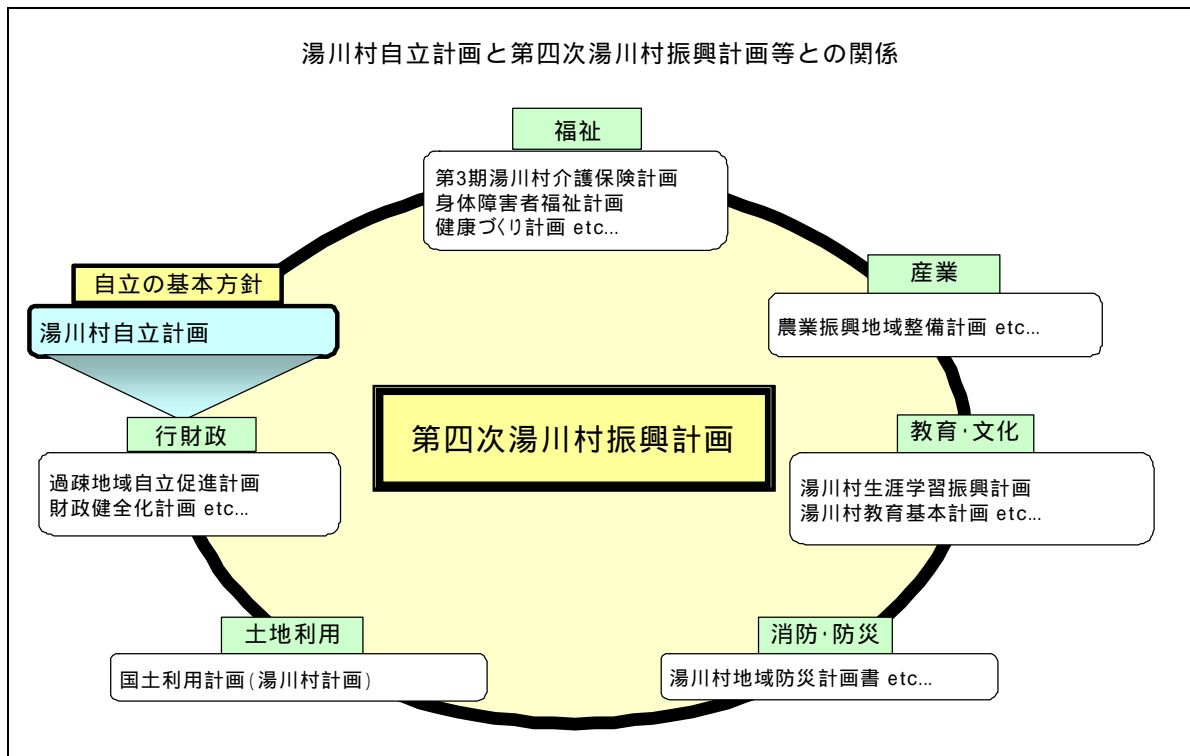
# 第 1 部 改革の進捗状況

## 第 3 節 自立計画の位置づけ

本村では昨年度 2 月から第四次湯川村振興計画（以下「振興計画」という。）の策定を行い、12 月に開催された臨時議会で議決されました。また、今年度 9 月からは、国土利用計画〔湯川村計画〕（以下「国土利用計画」という。）の改定も行い、3 月に開催された議会定例会で議決されました。

振興計画は村の今後 10 年間の長期的な展望、将来像を明らかにすることを目的として作成するものであり、国土利用計画については、振興計画の基本構想に沿ってどのような土地利用を図っていくかの指針を示すものになります。

それに対して、本計画は『行財政基盤の確立』を目的に策定しているものであり、湯川村財政健全化計画〔A タイプ〕<sup>注1</sup>（以下「財政健全化計画」という。）の数値目標との整合性を図り、経営的な考え方を導入しながらいかにして財政を安定させていくかに重点をおいたものです。したがって、振興計画などの総合的な計画とはその点で相違があります。



注 1 経常収支比率（義務的な経常経費（人件費、扶助費、公債費など）に、市町村税や地方交付税などの経常的な一般財源がどの程度充当されているかの割合を示す指数。割合が高ければ高いほど、財政が硬直化していることになる。70～80%が適正とされている。）が 80%を超えた場合に、財政の早期健全化を目的に、任意に策定することとしている。本村の平成 16 年度の比率は 89.8%である。

## 第2部

## 収支見通し

### 第1節 平成16年度決算と平成17年度決算見込みの比較

普通・特別交付税の交付額確定等を踏まえて、今年度の決算見込みを精査し、平成16年度決算と比較します。

| 項目    |           | H16決算額    | H17決算見込額  | 増減見込額   | 備考 |
|-------|-----------|-----------|-----------|---------|----|
| 歳入    | 村税        | 277,031   | 284,766   | 7,735   |    |
|       | 地方譲与税・その他 | 87,175    | 83,345    | 3,830   |    |
|       | 普通交付税     | 933,029   | 973,510   | 40,481  |    |
|       | 特別交付税     | 91,854    | 80,000    | 11,854  |    |
|       | 国・県支出金    | 211,472   | 71,681    | 139,791 |    |
|       | 繰入金       | 205,333   | 101,449   | 103,884 |    |
|       | 村債        | 474,800   | 119,600   | 355,200 |    |
|       | 諸収入・その他   | 207,091   | 224,283   | 17,192  |    |
|       | 歳入合計      | 2,487,785 | 1,938,634 | 549,151 |    |
| 歳出    | 人件費       | 544,060   | 511,333   | 32,727  |    |
|       | 物件費       | 278,776   | 268,257   | 10,519  |    |
|       | 扶助費       | 61,104    | 66,423    | 5,319   |    |
|       | 補助費       | 207,095   | 204,556   | 2,539   |    |
|       | 公債費       | 314,934   | 350,501   | 35,567  |    |
|       | 投資的経費     | 597,727   | 106,222   | 491,505 |    |
|       | 繰出金・その他   | 407,040   | 391,372   | 15,668  |    |
|       | 歳出合計      | 2,410,736 | 1,898,664 | 512,072 |    |
| 単年度収支 | 77,049    | 39,970    | 37,079    |         |    |

歳入における村税については、徴収の取組み強化や固定資産税の伸びなどにより、前年度比7,735千円程度の増額が見込まれます。また、普通交付税の交付見込額は973,510千円で、前年度比40,481千円の増となることが予想されます。国・県支出金及び村債は、昨年度は中学校体育館の建築など、大型公共事業を実施した関係上、今年度は大幅に減額となっています。

歳出については、人件費が32,727千円ほど減額となる見込みですが、これは、前期-1での人件費削減、職員の不補充、議員定数の減員などが大きく起因しているものであり、物件費についても可能な限り削減していることから10,519千円ほど減額となっています。また、投資的経費については、大幅に減額となっていますが、これは、前述のとおり今年度大規模な建設事業を行っていないことによるものです。

全体的には、昨年度と比較し、512,072千円ほど歳出額が小さくなる見込みで、前期-1での削減計画、大規模事業の抑制の結果が顕著に表れているといえます。

## 第1節 収支目標の設定

収支改善の目標を以下のとおり設定します。

前期-1においては、今年度当初から改革していく事務事業を項目ごとに効果額を算定し、各年度の推計をおこなっています。しかし、今回策定した前期-2においては、収支均衡を図る方針として、予算編成における基本的な考え方に重点をおくこととします。すなわち、これまでの歳出中心の予算編成、事業ありきの考え方を脱却し、身の丈にあった予算内で事務事業を実施していくことの徹底、考え方の転換です。具体的には、財政健全化計画に掲げられた今後5年間の基礎的財政収支を来年度以降の予算編成における総枠として捉え、各年度の予算を編成していく際に、歳入に見合った歳出額を総枠の範囲内で各課へ配分していく方式、いわゆる総枠配分方式を導入することとします。

したがって、次ページに示す表1(年度ごとの歳入歳出額目標値)は、財政健全化計画の収支目標をそのまま引用し計上することとし、この数値を前期-2における具体的な数値目標とします。

なお、各年度の歳入の見通しは、国・県の財政状況や国から交付される交付金、補助金、さらに今後の税源委譲や地方財政計画の考え方、策定方針等により大きく変化することが予想されるとともに、村の税収、今後の事業展開などによって大きく変わると考えられるため、その都度見直しを図っていくとともに、第四次湯川村振興計画の実施計画や財政健全化計画との総合的な調整、整合を図っていくことが重要となります。

また、基金については、財政調整基金については、一般的に、標準財政規模の10%が適正と言われており、本村の場合は、1億3千万円程度となります。現在の残高が2億5,912万円ですので、1億2千万円ほど上回っていますが、今後の予算を編成していく上で、取り崩しは避けられない状況であり、平成19年度以降の残高が激減してしまいます。さらに、ふるさと創生基金についても取り崩しを行わなければ財政運営が難しい状況にあり、平成20年度以降は歳計剰余金を翌年度に全額繰り入れながら、その他の基金の取り崩しも検討していく必要があります。

表1 【年度ごとの歳入歳出額目標値】

|        |           | (単位；千円)    |              |           |           |           |           |
|--------|-----------|------------|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 項 目    |           | 16年度<br>決算 | 17年度<br>決算見込 | 18年度      | 19年度      | 20年度      | 21年度      |
| 歳<br>入 | 村税        | 277,031    | 284,766      | 289,266   | 293,766   | 304,172   | 309,540   |
|        | 地方譲与税・その他 | 87,175     | 83,345       | 82,490    | 83,889    | 85,042    | 81,737    |
|        | 普通交付税     | 933,029    | 973,510      | 942,845   | 913,997   | 885,439   | 855,487   |
|        | 特別交付税     | 91,854     | 80,000       | 50,000    | 50,000    | 50,000    | 50,000    |
|        | 国・県支出金    | 211,472    | 71,681       | 62,131    | 81,856    | 101,386   | 61,561    |
|        | 繰入金       | 205,333    | 101,449      | 151,049   | 201,049   | 151,049   | 151,049   |
|        | 村債        | 474,800    | 119,600      | 72,600    | 217,100   | 31,500    | 50,000    |
|        | 諸収入・その他   | 207,091    | 224,283      | 85,405    | 91,357    | 60,719    | 57,846    |
|        | 歳入合計      | 2,487,785  | 1,938,634    | 1,735,786 | 1,933,014 | 1,669,307 | 1,617,220 |
| 歳<br>出 | 人件費       | 544,060    | 511,333      | 490,537   | 481,294   | 477,767   | 465,814   |
|        | 物件費       | 278,776    | 268,257      | 258,706   | 250,919   | 243,455   | 236,171   |
|        | 扶助費       | 61,104     | 66,423       | 69,744    | 73,231    | 76,893    | 79,507    |
|        | 補助費       | 207,095    | 204,556      | 201,609   | 198,608   | 195,650   | 192,738   |
|        | 公債費       | 314,934    | 350,501      | 239,346   | 229,429   | 236,850   | 220,064   |
|        | 投資的経費     | 597,727    | 106,222      | 70,371    | 324,652   | 119,421   | 89,433    |
|        | 繰出金・その他   | 407,040    | 391,372      | 350,185   | 348,931   | 296,193   | 305,089   |
|        | 歳出合計      | 2,410,736  | 1,898,664    | 1,680,498 | 1,907,064 | 1,646,229 | 1,588,816 |
| 単年度収支  |           | 77,049     | 39,970       | 55,288    | 25,950    | 23,078    | 28,404    |

【資料：湯川村財政健全化計画（Aタイプ）より】

## 第 3 部 収支改善への取り組み

### 第 2 節 具体的な改革内容

第 3 部第 1 節の数値目標（表 1）を達成するため、今後、下記の改革を実施していきます。

#### 1. 行財政改革に関する事項

##### (1) 予算の編成と行財政運営

第 1 節でも述べたように、今後は予算編成における総枠予算配分方式を導入していきます。内容は、一般財源ベースで人件費（職員給与）や公債費の義務的経費を除いた経常的経費、投資的経費を、前年度予算額をベースとし一定のルールにより算出し、それを各課等へ配分するというものです。平成 18 年度については試行年度とし、財政健全化計画の数値を基礎に予算を編成することとしますが、平成 19 年度以降については、各課等とのヒアリングを行いながら、総枠予算配分方式の徹底を図り、査定方式と一体的に進めていくこととします。

地方分権時代を迎えた今日、住民ニーズが多様化する中で、時代の変化に即応し、毎年の予算を編成していくことは年々厳しい状況になりつつあります。また、地方経済の低迷、三位一体改革による補助金、地方交付税の削減、地方税が伸び悩む中において、従来型の積上方式、査定による予算編成方式では、限界が生じてきている状況です。このような状況にいち早く対処するため、予算の総枠を設け、その範囲の中で、無駄のないより効率的な予算措置を行うこととします

また、従来の〔予算 執行〕という単年度単位の予算編成を改め、〔予算 執行 決算：評価 予算〕という流れを構築し、年間の事務事業を評価し、次年度以降の計画・予算に反映させるマネジメントサイクルによる予算改革も平成 19 年度からの実施を目途に検討していきます。

これまでの「行財政運営」の考え方から「行財政経営」的な考え方に転換し、「少ない負担（経費）で、より多くの成果（効果）を出す」という原点に立ち返り、職員一人ひとりがコスト意識を持ち、無駄のない効率的な行財政運営を展開していくこととします。

## 総枠予算配分方式のメリット

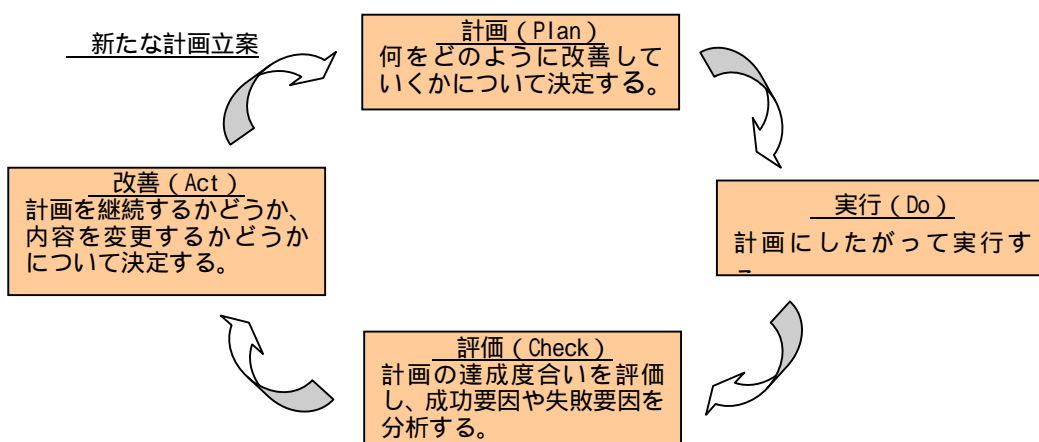
- ・各課において主体的な判断で予算の箇所付けが可能となり、事業の休止、廃止、新規立案及び実施時期などを含めて柔軟な対応が可能となる。
- ・村民に最も身近で精度の高い情報を有している事業部門が、主体的に事業の方向性などを判断し、選択することで枠配分された限られた予算の効率的、効果的な執行が可能となり、村民サービスの向上が図られる。
- ・各課が自らの権限と責任で予算を編成するため、自主性と自律性が確保されると同時に、職員も、身近で予算が編成されることにより、財政状況や事業コストに対する意識の向上が図られ、組織の活性化が促進される。

## (2) 行政評価システムの導入

これまでの行政は、条例や計画にもとづいて施策や事業を執行すること自体を目的化する傾向が強かったため、施策や事業がどのような「成果」を挙げたかについて明確な評価が行われず、成果があまり見られない事業であっても、一度決定されると、なかなか廃止や縮小が出来ませんでした。このように「事前統制」が重視され、事後の評価があまり行われなかったために、現代に照らし合わせた場合、必要性に欠ける施策や事業が漠然と続けられることもあったかと思われます。

しかし、今後は「手続きや過程をどうしたか」だけでなく、「成果がどうだったか」を重視する考え方を取り入れ、施策や事業の成果を厳しく問う「事後統制」を行っていきます。

施策や事業の政策目的に立ち返り、第四次湯川村振興計画の実施計画に基づき、投じた予算に対して、目標とする成果が上がっているかどうか評価し、上がっていない場合は改善策をとると共に、次年度の予算編成につなげる、いわゆる PDCA (Plan : 計画、Do : 実行、Check : 確認、Act : 改善) サイクルの確立を図っていきます。



### (3) 行政機構組織の改革

平成 16 年 4 月から、行政機構改革による課の統廃合により、村長部局 7 課制から 5 課体制とし、組織のスリム化を図ったところです。しかし、住民の利便性や行財政の効率化をさらに図っていくため、今年度 9 月から、長の諮問機関である湯川村行政機構改善委員会を開催し、各課等からの推薦職員で効率的で柔軟性のある行政組織の見直しを行い、現在ある村長部局の 5 課を 3 課に統廃合することとしました。

内容は、税務課と住民課、産業課と建設課をそれぞれ統合し、住民税務課、産業建設課とします。住民税務課には税務係、保健係、住民福祉係をおき、産業建設課には産業振興係、建設係、上下水道係をおきます。また、保育所の管理運営を村長部局から教育委員会部局に事務委任し、総務課の財政係を企画財政係に改めることとしました。

なお、組織の見直しに当たっては、下記の事項に留意して協議しました。

1. 第四次湯川村行政改革大綱に掲げられた簡素で効率的な組織の整備
2. 村民の視点に立ち、村民のニーズ、要望に十分こたえられ、また、村民がより利用しやすい組織の整備
3. 組織の縦軸と横軸がしっかりした、より弾力的で柔軟、かつ機動性がある組織の整備
4. 地方分権の中で、国と県と村の役割を明確にした組織の整備

| 今までの組織 |              | 新しい組織 |              |
|--------|--------------|-------|--------------|
| 課名等    | 係名等          | 課名等   | 係名等          |
| 総務課    | 総務係<br>財政係   | 総務課   | 総務係<br>企画財政係 |
| 税務課    | 税務係          | 住民税務課 | 税務係          |
| 住民課    | 住民福祉係        |       | 住民福祉係        |
|        | 保健係          |       | 保健係          |
|        | 保育所          | -     |              |
| 産業課    | 産業振興係        | 産業建設課 | 産業振興係        |
| 建設課    | 建設係<br>上下水道係 |       | 建設係<br>上下水道係 |
| 出納室    | -            | 出納室   | -            |
| 農業委員会  | 総務係          | 農業委員会 | 総務係          |
| 議会事務局  | -            | 議会事務局 | -            |
| 教育委員会  | 学校教育係        | 教育委員会 | 学校教育係        |
|        | 社会教育係        |       | 社会教育係        |
|        | 学校給食共同調理場    |       | 学校給食共同調理場    |
|        | -            |       | 保育所          |
| 公民館    | 総務係          | 公民館   | 総務係          |

#### (4) 健全な財政運営のための目標設定

毎年度、全職員に財政内容の周知をするとともに、基礎的財政収支、実質単年度収支の累積額、財政調整基金残高、経常収支比率、公債費比率、人件費比率などの財政の主要指標について、財政健全化計画をもとに目標を設定し、職員の共通認識を高めていきます。

#### (5) 公聴機会の拡充

地域における村長との懇談会の機会を充実していくほか、政策立案過程において、村民の意見を聞き、反映させていくシステム、いわゆるパブリックコメント制度をさらに確立していきます。

#### (6) 成功事例の研究

行政改革やまちづくりにおいて成功している先進事例を調査、研究し、行政運営や職員の意識改革における取組みに反映していきます。

#### (7) エコオフィスの推進

エコオフィスをさらに推進していくため、現在も行っているコピー用紙の再利用やごみの分別、休憩時の節電、冷暖房の温度管理等を徹底していきます。地球環境時代のさらなる進展に向け、ストップ温暖化の考え方を全庁的に浸透させていくとともに、環境にやさしい循環型社会づくり、職場づくりに向けて今後も徹底して取り組んでいきます。

#### (8) その他事務事業全般の見直し

所期の目的を達成したものはないか、行政関与の必要性、効果が薄れている（費用対効果）、他の事業で対応できないか（事業の統廃合）などについて、抜本的な見直しを今後も進めていきます。

## 2. 情報の共有化

これからのむらづくりにおいては、「協働」の精神が必要となります。すなわち、それは、個人で出来ることは個人で、個人で出来ないことは地域（集落）で、地域で出来ないことは行政が支援するという、いわゆる「補完性の原則」

の意義を改めて問い直すことです。「協働」の理念は、第四次湯川村振興計画の基本理念、キーワードとしても掲げられていますが、この「協働の精神」を醸成していく上で、村民と行政が共通の情報、認識を持つことは大変重要となります

今後は、広報誌を通じて情報を提供することはもとより、高度情報化に向けた光ファイバー、高速通信網の整備を検討し、より高度で充実した情報を提供していくよう努めていきます。

さらに、村民への行政情報提供と経費の節減という観点から、村例規集を電子化し、ホームページで容易に閲覧できるよう対応していきます。

### 3．人件費に関する事項

職員定数の削減、議会議員、農業委員会委員の定数削減、職員手当の廃止、削減などの前期 - 1 での改革により人件費は減少傾向にあります。

特別職の減給については、村長が 30%、助役・教育長が 10%ですが、今後も財政状況を見据えながら継続していくこととします。職員給については、2006 年度人事院勧告において、民間との給与格差を是正措置するため、地域給を導入することとなり、北海道・東北地方については現状と比較した場合、平均で 4.8%となることとすでに決まっています。地方公務員についてもそれに準じて削減が図られることとなり、本村も、人事院の勧告に準じて給与制度改革を図っていくこととします。また、非常勤特別職の報酬については前期 - 1 において日額報酬の支給形態を見直したところですが、人員や報酬の面でさらに改革する部分はないか継続的に見直しを進めていきます。

### 4．自主財源の確保について

#### (1) 税収確保

地方税は自主財源の中で一番多くを占めているものですが、平成 14 年度には 291,957 千円であったのに対して、平成 16 年度決算では 277,031 千円に減少しており、今後、このままの経済状況が続けば、何らかの手立てを講じない限り大きな増加は見込めない状況です。村としては、更なる税収確保のため、様々な施策を講じていく必要がありますが、中でも 定住人口の確保、 商業

施設等の誘導による税収の拡充と雇用の創出、徴収体制の強化、の3本柱を基本とし、税収のさらなる確保を図っていきます。

## (2) 使用料・手数料の見直し

様々な行政サービスにおいて、使用料、手数料として利用者（受益者）から徴収するものは、そのサービスを利用する特定の方が利益を受けるものであるという前提から、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものです。

したがって、使用料、手数料の設定については、利用する村民と利用しない村民の均衡を考慮し、行政としての関与の必要性を明確にし、負担の公平を確保しなければなりません。

一方、サービスの提供を行う行政においても、効率的な施設運営及び経費節減を行い利用者負担の軽減を図り、利用者の理解が得られる料金設定への努力を行う必要があります。

このことから、使用料・手数料については、受益と負担の公平性を確保するという観点に立ち、近隣町村とのバランスも考慮し、継続的な運営改善努力と適正な受益者負担の原則に則り料金設定と定期的な見直しを行っていくこととします。

さらに、下水道接続の加入促進を図り、使用料の増収にも努めていきます。

### 【見直しの対象とする主な使用料・手数料等】

湯川村公民館使用料/ユースピアゆがわ使用料/湯川村体育館使用料/湯川村野球場及び運動広場使用料/湯川村テニスコート使用料/幼稚園授業料/保育所保育料/児童クラブ料金/預かり保育料/上下水道料金/コミセン使用料/村営住宅使用料/行政財産使用料/道路占用料/住民票・印鑑証明手数料/督促・延滞手数料 等

## 4. 職員の定数に関する事項

職員の定数については、前期 - 1 において、平成 19 年度まで原則的に定年退職者が出て新規採用は行わないとしてきました。しかし、計画策定後、定年を前にして退職した職員が数名でたため、来年度当初の段階では、条例定数 66 名ところ、55 名となる予定です。また、職員の平均年齢は 4 月 1 日現在 44.6 歳で、20 代の職員が 1 人もいないという事態となっています。

今後は、集中改革プラン、定員適正化計画に基づき、職員数の減少による行政サービスの低下を招くことがないよう、世代のバランスや事務の専門性、行政需要などを考慮した計画的な採用を図っていくこととします。

## 5．維持補修費に関する事項

維持補修費について、特に大きな割合を占めているのは道路関係の維持補修費であるが、今後は築 20 年以上の教育関係施設の維持補修費も増大してくるものと思われ、財政的に建て替えが困難な施設については、振興計画における実施計画、財政健全化計画において、中長期的な年次計画を策定し、効率よく行っていかなければならないと考えられます。

## 6．扶助費に関する事項

扶助費の中で最も多くを占めるのが医療費の助成であり、高齢化の進展とともに年々増加傾向にあります。平成 14 年度決算では 43,300 千円だったのに対し、平成 16 年度には 61,104 千円に増加しています。国の社会保障制度の改革との関連もありますが、扶助費をいかに抑えていくかも今後の行財政運営で大きな課題となると考えられます。

### (1) 健康づくり事業

健康であることは老若男女を問わず誰もが望むことであり、心と体の健康づくり事業は村の最重要施策の一つと考えられます。保健センターを核としながら、職員間の横軸の連携強化、情報のやりとりを基に、村民の生活習慣の改善、運動の促進、学習会・講習会等を開催し、さらに充実した健康づくり事業を展開していくこととします。また、このことが、結果として医療費抑制として財政面での効果も生み出されることとなります。

### (2) 介護保険事業の充実

介護保険法の改正により、平成 18 年度から地域包括支援センターの設置が義務付けられました。これにより在宅の要介護者やその家族に対しての相談支援体制が整備され、介護予防事業の充実がより一層図られることとなり

ます。要介護者の減少を促進し、結果として元気なお年寄りを増やすことにより医療費の抑制につなげていきます。

## 7．普通建設事業に関する事項

普通建設事業については、第四次湯川村振興計画の実施計画及び財政健全化計画に沿って実施していくこととします。今年度集落から要望のあった事項については、内容や場所をさらに精査し、より緊急性の高い箇所については、優先順位をつけて、計画的に進めていくこととします。

また、道の駅整備構想については、集落座談会やアンケート調査でも必要性があるとしながらも、現在の財政状況や建設後のランニングコストを考慮すると再考すべきとする意見が多かったことから、今後は十分な検討が必要と考えられます。

## 8．補助費に関する事項

補助費については、これまでも予算編成方針に基づく一定率（3%程度）の削減を実施してきましたが、住民ニーズを見極めながら、行政関与の必要性、費用対効果、他の補助事業との統合などを総合的に検討し、見直しを図っていきます。

なお、見直しにあたっては下記の事項に留意していきます。

- ・所期の目的を達成し、行政関与の必要性が薄れている補助金はないか。
- ・他の補助事業と統合できないか。
- ・補助額の上限がない事業はないか。
- ・形骸化され目的が不明確になっている補助金はないか。
- ・少額な助成はそこまで行政が支援する必要があるのか。
- ・民間委託はできないか。

## 9．産業の振興について

### （1）農業の振興について

本村の農業は米作が中心であり、売れる米づくりと品質の保持・向上、安全で安心な農産物生産に着眼点を置かなければならず、そのための施策が必要となります。各種宣伝や各種イベントで会津湯川米をPRしていくことは

もちろんのこと、農業は生命を育む産業であるとの認識を再確認し、生産コスト削減にも積極的に取り組みます。

さらに、高齢化や後継者不足による農業構造の脆弱化が進む中で、今後の農業のあり方について集落単位で話し合いを行い、それぞれの立場の農家が参加し、みんなの知恵と力を合わせ、いきいきとした活力ある集落営農体制を構築し、担い手の育成に行政として意欲的に関わっていきます。

また、地産地消の推進のため、学校給食や保育所給食へ地元農産物を今後も積極的に使用するよう取り組んでいきます。

## (2) 商工業の振興について

消費者ニーズの多様化等により、地域商業は新たな対応が求められています。このため、商工会、農協と連携を密にし、人材育成や地場製品の開発と合わせ、情報発信・販路網の開拓に努め、商業の活性化に努めます。

また、交通の利便性が高い一定地域については、商業施設、企業進出の支援・誘導を図り、雇用や税収の確保と定住人口の増加による村の活性化を図っていきます。

## おわりに

ご周知のとおり、国においては、三位一体の改革の中で、国と地方の役割分担を明確にし、地方で出来ることは地方で、民間で出来るものは民間でという考えに立ち、地方分権のさらなる進展を図るとしてはいますが、財源確保については、小さい自治体にとってより厳しくなることが予想されます。

今回の自立計画前期 - 2 においては、前期 - 1 での内部管理経費の削減を基本としながら、根幹としたのが、向こう 5 年間の歳入の見込みを明らかにし、その歳入に見合った歳出構造を築きあげていくこととしており、そのための方法として「総枠予算配分方式」の取り入れを検討したところです。

さらに、第四次湯川村振興計画にも掲げられている「協働」を基調としたむらづくりのために、行政と地域の役割を分担し、地域（集落）で出来ることは地域でという考えを重視しています。

国や県に依存する財源が歳入の大きな割合を占める本村にとって、地方交付税の交付額が年々減少していくことが最大の懸案事項です。配分された予算の枠の中で、各課でどのように工夫を凝らし、知恵を出して、歳出中心の予算編成を脱却していくかが今後の大きな課題となり、その中で住民サービスの維持・向上に向けての取り組みももちろん不可欠となります。

自立選択から 1 年半が経過しましたが、自立を選択した当初の緊迫感を再び奮い立たせ、しっかりとした行財政基盤を確立して、足腰の強い湯川村を村民のみなさんと協働で築き上げていきたいと思えます。

今、国、県、地方を問わず「行政改革」の大合唱です。そのような中、常に村民の目線に立ち、村民が求めているもの、村民の利益になるもの探求し、そのためのアンテナを高くしていく必要があります。今までの公務の常識や慣習を破ることは、いろいろな面で強い抵抗があると考えられますが、もう一度原点に立ち、「役場とは何か？」「なぜ役場があるのか？」「必要なのか？」を考え直し、当たり前前を当たり前前に考えていく社会をみなさんとともに築き上げていくことが重要であると思えます。

村民のみなさんのご協力をお願いいたします。

平成 18 年 3 月発行

福島県河沼郡湯川村大字笈川字長瀬甲 875 番地 5  
湯川村役場 総務課

電 話 0 2 4 1 - 2 7 - 8 8 0 0

E-mail [soumu@vill.yugawafukushima.jp](mailto:soumu@vill.yugawafukushima.jp)